

悪臭防止法施行規則の一部を改正する省令の概要

令和 8 年 9 月
環境省水・大気環境局

1. 改正の背景・趣旨

戸籍法施行規則の一部を改正する省令（令和七年法務省令第九号）により、戸籍に国籍を記載することとされている場合において、一部の地域の法を本国法とする者が届出をするときは、当該地域を届書又は戸籍に記載するものとされたことを契機とし、悪臭防止法施行規則（昭和四十七年総理府令第三十九号）で定める臭気判定士免状及び臭気判定士試験に係る様式における本籍欄について行政手続の簡素化及び国民負担の軽減の観点を加味し、所要の措置を行う必要が生じた。

また、臭気判定士試験の受験者数増加及び受験者負担軽減に資するよう受験申請を書面申請からウェブ申請へ移行したことに伴う対応のため、書面申請の際に必要なとなっていた提出書類に係る規定について所要の措置を行った。

2. 改正の内容

臭気判定士免状及び臭気判定士試験に係る申請様式等の「本籍地」の記載及び本籍欄について削除した。

また、臭気判定士試験の受験申請時に提出する写真について、大きさ及び裏面の記載等の規定を削除した。

3. 公布・施行日

公布日：令和 8 年 9 月 30 日

施行日：令和 8 年 9 月 30 日